

MINISTRY OF FINANCE
THE JAPANESE GOVERNMENT

36

資料 4

漁業協力についての韓国側要求

1 38.7.16 漁業関係会合で提案したもの

総 額 約 1 7 8 百万ドル

(1) 無償供与 約 2 1 百万ドル

(2) 無償供与又は 金利 3.5 % 約 4 0 百万ドル
政府間借款

据置期間 7 年

償還期間 2 0 年

(3) 民間借款 約 1 1 7 百万ドル

金利 4 %

据置期間 5 年

償還期間 1 5 年

2 農相会談 (3 8 年 3 月) で提案したもの

金 額 1 1 4 百万ドル

金 利 3 . 5 %

償還期間 3 年据置後 7 年 計 1 0 年

供与期間 3 年

日本政府は資金その他必要な措置をとること。